

愛〔篠〕教学発第143号
令和2年4月30日

愛南町（篠山小中学校組合）立小中学校
児童・生徒保護者 各位

愛南町〔篠山小中学校組合〕教育委員会
教育長 中村 維伯

新型コロナウイルス感染症の対策に関する臨時休業の延長について

日頃より、本町教育行政の推進に、特段なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、全国各地で新型コロナウイルス感染症の発生が続いている、愛南町におきましても感染予防対策を継続しているところです。

この度、愛媛県教育委員会より、国の方針や県内の状況を踏まえ、児童生徒及び保護者の皆様並びに学校が再開準備を円滑に行えるよう、県立学校と同様に、当面の措置として臨時休業の終期を5月10日（日）まで延期する要請を受けました。

つきましては、愛南町（篠山小中学校組合）教育委員会におきましてもこの要請に基づき、下記のとおり町内小中学校の臨時休業の延長を決定しましたので、お知らせします。

この間、これまでと同様の感染予防対策の継続、不要不急の外出はお控えください。

なお、連休が明けた後の国の方針や感染状況などを踏まえ、再度、休業期間の延長を行うこともあり得ることを申し添えます。

記

1 臨時休業期間

令和2年5月10日（日）までの期間延長

2 登校日の設定

令和2年5月7日（木）もしくは、8日（金）

※ 詳細は、各校からの連絡文書等をご確認ください。給食は、実施しません。

3 学校再開について

令和2年5月11日（月）からを予定しています。給食も実施予定です。

4 今後の状況により、臨時休業期間、学校再開の時期を変更することもあります。
その場合は、再度連絡します。

5 濃厚接触者の定義が変わりました。

「濃厚接触者」の定義が変更になりました。国立感染症研究所感染症疫学センターによりますと、次のようになります。

「患者（確定例）」が発症の2日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた者
- ・ 適切な感染防護服無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚物物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があつた者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

この定義を踏まえ、町内の各小中学校では、できる限りの対策を講じております。
感染は誰にでも起こり得るものですが、不確かな情報や誤った認識に惑わされ、人権侵害につながることがないよう、再度、強くお願ひいたします。

問合せ先：愛南町教育委員会学校教育課

TEL 72-1113